

草津市就学前教育・保育施設
保護者の皆様

草津市子ども未来部
幼児課長

草津市就学前教育・保育施設における新型コロナウイルス感染症予防対策
ガイドライン令和4年度②について（お知らせ）

日頃は、本市就学前教育・保育の運営につきまして、格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

また、保護者の皆様方におかれましては、家庭内においても感染予防対策や、お子様の体調管理に努めていただき、ありがとうございます。

このたび、国において、これからの夏季を迎えるに当たり、保育所等におけるマスクの着用についての考え方が示されたことから、就学前教育・保育施設における「新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン令和4年度①」を改訂いたしました。

今後も保護者の皆様と共に子どもたちが安心して過ごせる環境を整えていきたいと考えておりますので、引き続き御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 【草津市就学前教育・保育施設における新型コロナウイルス感染症
予防対策ガイドライン令和4年度②】（別紙参照）

2 マスク着用の考え方について

- これまでと同様に、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、一律にマスクの着用を
求めることは行いません。

また、それぞれの事情により、各御家庭においてマスク着用の有無を判断されていることを尊重することが大切と考えておりますことから、皆様の御理解をお願いいたします。

- 施設内に感染者が生じている場合や、体調不良者が複数いる場合などにおいては、施設の判断により感染拡大防止の観点から一時的な対応として「可能な範囲」で、マスクの着用を求めますので、御了承いただきますようお願いいたします。

- 施設の判断により「可能な範囲」で一時的にマスクの着用を求めている場合や、園児や保護者の希望によりマスクを着用している場合においても、次の場合はマスクを外すようにします。

- ・午睡のとき
- ・熱中症のリスクが高いと考えられる場合
- ・子どもが身体を動かすことの多い屋内外での活動の場合
- ・プールでの活動を含む水遊びを行う場合
- ・その他、保育者等が子どもの様子からマスクの着用が難しいと判断する場合

- ・職員については、熱中症予防の観点から、マスクの必要のない場面では、マスクを一時的に外すことがありますので御理解をお願いいたします。

3 【御家庭で配慮や注意をしていただきたいこと】

- ・保育施設と連携していただき、毎朝の検温をお願いいたします。
- ・同居の御家族も検温や体調確認に取り組んでいただき、体調面で気になることがあれば施設にお伝えください。
- ・咳エチケットやうがい、手洗いをして衛生管理に努めてください。
- ・十分な睡眠をとって体を休め、免疫力を高めてください。
- ・バランスのとれた食事等に留意してください。
- ・早寝・早起きを心がけ、生活のリズムが乱れないようにしてください。

草津市子ども未来部 幼児課指導研修係 TEL 077-561-6878 FAX 077-561-6780
